

税理士法人H S G代表社員の塚田が併設する塚田公認会計士事務所が、平成 25 年 6 月 5 日付で経営革新等支援機関として認定されました。

## 1. 経営革新等支援機関とは

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8 月 30 日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

## 2. 経営革新等支援機関」から支援を受けることによる代表的なメリット

### ①信用保証協会の保証率引き下げ（経営力強化保証制度）

金融機関および認定経営革新等支援機関からの支援を受けつつ、自ら事業計画の実行と進捗報告を行う中小企業者を対象に、信用保証協会の保証料が通常の料率より概ね0.2%減額されます。

### ②商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用

青色申告書を提出する中小企業等で認定経営革新等支援機関などから経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて、建物付属設備（1台60万円以上）または器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金が3,000万円以下の中小企業等のみ）が認められます。

※ 適用期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

### ③ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金

「中小ものづくり高度化法」22分野の技術を活用した事業の原材料費、機械装置の設備投資、試作品の開発に係る経費（人件費を含む）等に対する補助金で、認定経営革新等支援機関に事業計画の有効性等が確認されている必要があります。

最大で1,500万円の事業に1,000万円の補助(補助率2/3)を受けることができます。

※日本国内に本社及び開発拠点を有する中小企業者に限ります。